主 文原判決中第一審被告の敗訴部分を取消す第一審原告の請求を棄却する第一審原告の控訴を棄却する第一審原告の控訴を棄却する訴訟費用は第一、二審とも第一審原告の負担とする。

第一審原告(以下原告と書く)は「原判決をつぎのとおり変更する。第一審被告(以下被告と書く)は原告に対し、金四、一八六、九七七円及び内金二、四六五、〇〇〇円について、昭和三四年三月二五日から完済にいたるまで、日歩三銭の割合による金員(ただし、右元利合計額が金六、四一六、〇〇〇円にみつるまで)を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被告の負担とする。」との判決を求め、被告は「原判決中被告の敗訴部分を取消す。原告の請求を棄却する。訴訟費用は全部原告の負担とする。」との判決を求め、当事者双方はいずれも相手方の控訴を棄却する旨の判決を求めた。

事実及び証拠の関係は、

被告において「一 原判決末尾の別表(二)の種類欄(3)貸付日欄「二七、二、一四」を「二七、一一四」に改め、原判決の被告答弁事実中不知をもつて答えた点(原判決六枚目裏面九、一〇行参照)は、これを認めると訂正し、抗弁の一、二を撤回する。原判決の被告抗弁四の二行目「被告は訴外会社に対し」の次に「差押え当時」を加え、同一六行目(原判決八枚目表末行)の「同日」を「差押え当日」に改める。

二 (1) 被告と訴外浅田工業株式会社との取引には、原判決記載の被告抗弁四の特約(原判決八枚目表面一行から六行まで参照)が存するところ、右特約は金銭消費貸借において通例としてなされ、ことに銀行取引においては慣習とを受けたる。(2) 訴外会社が昭和三三年九月四日原告から本件債権の差押えを受けたことにより、本件相殺の自働・受働両債権は、約定の弁済期のいかんにかかわらず、右特約によつて当然弁済期到来し、相殺適状となつた。よつて、被告が同年九月日なした相殺により、その適状期である同年九月四日にさかのぼつて効力を生じた。被告従来の主張中、訴外会社が被告に対して有する預金債権のうち期限未到来の分については期限の利益を放棄し、定期積立金については払込み懈怠を理由にの分については期限の利益を放棄し、定期積立金については払込み懈怠を理由に紛した旨の主張(原判決八枚目表面九行から一一行まで参照)は撤回する。相殺の受働債権の差押え当日における明細は、別記受働債権表のとおりである。

三 第三債務者の滞納者に対する自働債権の弁済期が、受働債権である被差押え 債権の差押えられた当時、いまだ到来していない場合においても、その弁済期が少 くとも受働債権の弁済期より早く到来しなければならないという原判決の解釈は誤 つている。弁済期の晩い債権の弁済期到来とともに相殺適状に達し、相殺をなすこ とができると解すべきである。

つている。弁済期の晩い債権の弁済期到来とともに相殺適状に達し、相殺をなすことができると解すべきである。 四原告主張の後記「(一)の事実は認める。」と述べ、乙第一号証(写)第二号証ないし四号証を提出し、原告において、「(一)原判決二枚目裏四の(一)の表中利子税「三、八一〇」を「五、六五〇」に、延滞加算税「六〇〇」を「五四〇」に、滞納処分費を削除し、合計「八四、四三〇」を「滞納処分費三〇〇を加え、八六、五一〇」に改める。従つて滞納処分費は完済された。なお、原告主張の加算税とは、源泉所得税においては源泉徴収加算税であり、法人税においては無申告加算税である。

(二) 被告主張の貸金及び自働債権、預金、積立金及び受働債権の内容計算関係及び昭和三三年九月六日相殺の意思表示のなされたことは認める。

(三) 被告主張の二(1)の特約が被告と訴外会社に存することは認めろが、被告が昭和三三年九月六日いわゆる相殺の意思表示をした時に、弁済期にきていない債権は弁済期が到来したものとみなされる効果を生ずるのであるから、同年九月四日の差押前に、被告が右特約を働かせて自働債権の期限の利益をはく奪し相殺適状の状態を生じさせたというなんらの事実もないので、自働債権の弁済期は差押え当時到来しておらず、従つて特約に基く相殺の主張は理由がない。」と述べ、乙第一号証は原本の存在並びに成立を認め、乙第二号証ないし第四号証は成立を認めると述べ

た外は、原判決に示してあるとおりである。

理 由

一 訴外会社が昭和三三年九月四日現在において、原判決記載の請求原因一記載のとおり源泉所得税及び法人税の各本税、源泉徴収加算税、法人税の無申告加算

税、利子税、延滞加算税合計金四、九七八、一〇円並びに滞納処分費三〇〇円 ・ では、同日現在において訴外会社が被告に対し原判決末尾の別表(〇円、の債権を有していたところ、平戸税務署収税官吏は改正前の国税を差押えるの ・ の間通知するとともに到達した。 ・ の間が会社の振出しにかる受取してが、一〇八十年を ・ に対していた。 ・ に対していた。 ・ に対していた。 ・ に対していた。 ・ に対していた。 ・ に対していた。 ・ に対している。 ・ に対してあるとは、 ・ に対しているので存在しない。 ・ に対してあるとは、 ・ に対しているので存在しない。 ・ に対しているので存在しない。 ・ に対しているので存在しない。 ・ に対しているので存在しない。 ・ に対しているので存在しない。

二 よつて被告の相殺の抗弁について判断する。

被告は第一次に、昭和三三年九月四日現在訴外会社に対し有する被告の 別表(二)記載の貸金債権合計金六一〇六、〇〇〇円を自働債権とし、同日現在同 会社の被告に対し有する別表(一)記載の預金積立金債権及びこれに対する利息債 権合計のうち、同表(4)の普通定期預金一〇万円及びこれに対する同日までの利息金六、〇〇〇円を除いた金六、五〇三、九二八円を受働債権として、同月六日訴外会社に対して、対当額で相殺したと主張し、主張内容の自働・受働両債権が存在し、主張の日に、訴外会社に対して主張の相殺の意思表示のなされたことは、原告 の認めるところであるけれども、右相殺の意思表示は原告のなした滞納処分によ り、前示被差押え債権につき差押えの効力が生じた後になされたことが明らかであ り、そして国が改正前の国税徴収法第二三条ノーによつて債権を差押え、差押えの 効力が生じたときは、国は被差押え債権の権利者にかわつてその地位につき、同債 権の取立権を取得し、滞納者の被差押え債権につき有する一切の権利を行使し得るに至る結果(最高裁昭和三五年(オ)第九五九号同三七年八月一〇日第二小法廷判決民集一六巻八号一七二六頁。同昭和二六年(オ)第三三六号同二七年五月六日第 三小法廷判決民集六巻五号五一八頁参照。)その反面滞納者は被差押え債権につき 国の取立権を害して同債権を処分する意思表示をなすことは勿論、その処分の効果 を生ずる意思表示を受けることもできない法律関係を生ずるにいたると解するのが 相当である(右第二三条ノー、民訴第五〈要旨第一〉九八条・民法第四二三条非訟事 件手続法第七六条第二項の法意参照)から、被告が訴外会社に対してなした前</要 旨第一>記相殺の意思表示の効果を有効とすれば、訴外会社において、依然被差押え 債権(受働債権)の受働的処分権を有して、国の取立権が消滅する結果をきたすの で、訴外会社に対する前示相殺の意思表示は相殺適状の有無を判断するまでもな く、すでにこの点においてその効力がないといわなければならない。(この点につ いては大審院昭和一一年三月二三日判決民集一五巻五五一頁、同昭和一四年五月一 六日判決民集一八巻五五七頁は参照に値する)

(二) つぎに被告はかりに右相殺の意思表示が無効であるとしても、被告は昭和三五年三月二一日本件第一審の口頭弁論において、訴外会社に対してなしたと同一内容の相殺の意思表示をなしたと主張し、同主張のような相殺の意思表示がなされたことは、当裁判所に顕著であるから以下この点について考える。

(1) ところで(イ)原告は国税の私債権に対する優先徴収権(旧国税徴収法第二、三条)の法意、差押えの効力(旧同法第二三条ノー)、相殺制度の本質、民第五一一条の解釈等よりして、債権の差押えを受けた第三債務者が差に対する反対債権をもつて相殺し得るに期に受働債権との相殺適状を必要とし、差押え後反対債権の履行期が当まするとともに、相殺をもつて差押え債権者である国に対抗できない。(ロ)また、相殺のもしても、相殺をもつて差押え債権者である国に対抗できない。(ロ)また、相殺のまた、相殺をもつて差押え債権の弁済期か到来するとともに、相殺の法に反対債権の弁済期か到来するとともに、相殺の方を生ずる停止条件付相殺契約とは解しがたく、将来における相殺権を被告に対方を生ずる停止条件付相殺契約とは解しがたく、将来における相殺権を被告といるものはなら、を生が相殺の意思表示をなしたのは差押え後であるから、これを制力をは、被告が相殺の意思表示をなしたのは差押え後であるから、これを制力をは対抗できないと抗弁し、被告は民法第五一一条の規定以外に相殺を制力を表して、自働債権・受働債権の弁済期いかんにかかわらず、日時の経過

しくは本件のごとき特約により、相殺適状を生ずれば、ここに相殺をなしうると主張する。

よつて先ず右の点について考えるに、1、国税に優先徴収権があること (2) (旧国税徴収法第二、三条)は第三債務者の相殺権を必ずしも制限するものではな い。そのことは文字どおりこれを条文化して現行国税徴収法となつた租税制度調査 会の答申(昭和三三年一二月八日公表、同三四年二月九日同調査会委員の同意の上 一部修正)特に第一の四「相殺と租税」のところを見ても明らかであつて、右四の中には「相殺が実質的に担保的機能を営むことから、受働債権に質権が設定された場合との権衡をとり、租税の優先徴収権が相殺により害されることのないようにす べきであるとする考え方もあるが、相殺による担保的効果を他の担保と同一視する とには疑問があるから、租税との関係において法律上特別の規定を設けることは 適当でないと考える」旨の答申記載が存し、現行国税徴収法は、前示答申を法文化 したものであるが、国税と被担保債権との関係について、質権、抵当権によつて担 保される債権は旧国税徴収法に比し国税より有利である(新法第一五条第一六条 等)が、仮登記によつて担保される権利と国税との優劣については、担保の目的で されている仮登記のある財産の差押えは、仮登記に優先すると明定した(新法第二 三条)のにかかわらず、差押えと相殺との関係については、すべて解釈に一任する こととし、なんらの規定も設けなかつたという立法の経過に照らしても明らかであ ろう。

ところで民法第五一一条が、第三債務者は差押え後に取得した債権による相殺をもつて、差押え債権者に対抗することができないと規定するのは、もしこれを反対に規定して対抗し得るとせんか、相殺債権を有しなかつた第三債務者が、たまたま差押後に取得した新債権をもつてする代物弁済を許すのと同旨の結果を生じて、差押えの効力は完全に、潜脱的に覆滅されて、旧国税徴収法第二三条ノー、民法第四八一条、民訴法五九八条の法意に反するからである。されば民法第五一一条は、四八一条、民訴法五九八条の法意に反するからず、被差押え債権(受働債権)と明系において、相殺の反対債権にかぎらず、被差押え後に反対債権と解すべきでといたった場合にもこれを類推し、同条の差押え後に取得した債権と解すべきである。そうすると、

3、 A 自働債権・受働債権ともに差押え前に弁済期到来して相殺適状にある場合は、両債権の弁済期の前後にかかわりなく、第三債務者の相殺を許すべきである。(前記昭和二七年の最高判参照)

B 差押え前に反対債権は弁済期に達しているが、受働債権は弁済期に達していない場合は、第三債務者は受働債権の弁済期到来と同時に、もし第三債務者が受働債権を即時弁済し得る権利を有するときは、特に期限の利益を放棄する旨の意思表示をなすまでもなく、直ちに相殺をなし得ると解する(最高裁昭和三二年七月一九日判決民集一一巻七号一二九七頁。大審院昭和八年五月三〇日民集一二巻一三八一頁参照)。

(イ)受働債権の弁済期は到来しているが、反対債権のそれは未到来である場合(ロ)両債権とも弁済期がきていないが、受働債権が反対債権よりも弁済期が早い場合は、反対債権者は受働債権を((ロ)にあつてはその弁済期到来とともに)即時弁済すべき立場にあるから、もともと、いまだ弁済期の到来していない反対債権をもつてする相殺権を有しないのである。反対債権者が受働債権の弁済を故意または過失によつて遅滞し、債務不履行の状態が継続している間に、

差押えという事実が発生し、その後に反対債権も弁済期に達したため、結局両債権の相殺適状を僥倖するにいたつたとしても、それは自己の債務を履行しない第三債務者(反対債権者)の継続的債務不履行という過責に由来するものである以上、かかる場合は前説示のとおり民法第五一一条を類推し、第三債務者の相殺を許すべきではない。

〈要旨第二〉D 差押え当時、反対債権及び受働債権ともに弁済期になく、差押え後に反対債権が受働債権より早く弁済期〈/要旨第二〉に達する場合は、受働債権の期限の利益は原則として放棄しうるので、反対債権者は原則として自己の債権の弁済期子とともに相殺をなし得べき権利、換言すれば停止条件付相殺権よりも、より以上確実な期限付相殺権を有し、かかる相殺権は受働債権(受働債権は右の期限の相殺権という抗弁権の対抗を受くる債権で、極言するとこの抗弁権が附着しているといえないこともない。)が差押えられたからといつて、相殺権の行使を制限するといるの規定もないので、第三債務者は差押えにかかわらず、差押え債権者に対し、反対債権の弁済期到来と同時に(もし、受働債権の期限の利益を放棄でうるもし、反対債権の弁済期到来と同時に(自殺をなし得るものという高財役の事情がある場合はその期限の到来と同時に)相殺をなし得るものという高裁特段の事情がある場合はその期限の到来と同時に)相殺をなし得るものという高裁にある(東京高裁昭和三六年(ネ)第一五一六号同三八年五月二二日判決。同同高裁昭和三五年五月三〇日判決下級民集一一巻五号一二一九頁参照)。

(三) いわゆる相殺予約と相殺について。

(1) を対している。 (2) を対している。 (3) がおらいである。 (4) をには、している。 (4) をには、している。 (4) をには、は、ないる。 (4) をには、は、ないる。 (4) をいる。 (4) をいる。 (5) の全額対する。 (6) の全額対する。 (6) の全額対する。 (6) の会がには、 (6) の会がには、 (6) ののでは、 (6) ののでは、 (6) のでは、 (7) のでは、 (8) のでは、

ところで、一〇数年前からいわゆる普通銀行と取引先との間には、 古認定に供している。 古記を大同小異の取引約定がにしていることに供している。 一〇数年前からいわゆる普通銀行と取引先との間には、 こので、一〇数年前からいわゆる普通銀行と取引先との間には、 こので、一〇数年前からいわゆる普通銀行と取引先との間には、 こので、一〇数年前からいわゆる普通銀行との目定のには、 この下で、二号証と大同小異の取引約定された上で行われります。 一〇数手が関門をは、一般的においる。 三号で、一〇数手に対して、 には、このでは、よっことのには、よっことのには、よっことのでは、 の事実をは、一般のでは、ことがである。 の間には、よっことのには、よっことのには、ことのには、ことのには、 の間には、よっことのには、よっことのには、ことのには、ことのには、 でのは、一般のでは、ことのには、ことのには、 の間には、よっことのには、よっことのには、 には、よっことのには、よっことのには、 のには、よっことのには、 のには、よっことのには、 のには、よっには、 のには、 事実より推度すれば、銀行や業者の業態に関し相当の知識を有する税務職員である本件の差押えをなした収税官吏は、差押えに当り訴外会社と被告との間に前示認定の取引約定の存することを察知していたと認めるのが相当である。

要するに、本件預金積立金債権は、銀行と取引先との一般に行われる慣行に従い、被告と訴外会社との特約によつて、差押えと同時に、これを担保とする被告の貸金債権によつて相殺をなしうる状態に達するもので、差押えを条件として、相殺の意思表示によつて消滅するという意味において、客観的に相殺をなしうる権限の付着する債権であり、しかも右条件を成就させた差押え債権者が、前示の取引約定を了知して差押えたと認められるものである以上、衡平の見地から見ても、はたまた、破産法第一〇四条第三号但し書中段の法意に照らしても、被告は差押え後において、差押え債権者たる国に対し貸金債権を反対債権として相殺をなし得るものというべきで、必ずしも原告主張のように、差押え前に訴外会社に対し相殺の意思表示をしていなければならないものではない。これに反する原告の法律上の見解は採用しない。

- (2) もつとも前示のとおり被告と訴外会社との取引約定において、相殺の意思表示を要せず、任意相殺し得る特約が存するけれども、客観的に明瞭な特定の事実が発生した場合に、特定の自働、受働両債権について相殺の意思表示を要せずして相殺の効力を生じさせる趣旨の停止条件付相殺契約は有効であるけれども、本件のごとく取引約定の際自働、受働両債権とも特定せず、かつ前示乙第二号証の第二条第一項第一号ないし第四号所定の各場合においてまで、相殺の意思表示を必要としないという特約は、取引上の債権債務の明確化の要求に背反し、第三者の権利を書することにもなるので、右特約部分はその効力がないといわなければならない。(3) なお被告の反対債権は手形による貸金債権であるから、手形の返還請求の
- (3) なお被告の反対債権は手形による貸金債権であるから、手形の返還請求権という抗弁権の付着している債権であるけれども、乙第二号証によれば、被告のなす相殺の場合、訴外会社はこの抗弁権を放棄していることが明らかであり、かつ裁判上の相殺には、手形の交付を要しないものと解するので、被告は手形を交付することなく、相殺しうるものと解する。
- (四) 以上の法律上の見解に反する、当事者双方の意見は採用しない。よつてこの見地に立つて、本件相殺の抗弁を判断すると、つぎのとおりである。
- (1) 本件差押え当日被告が訴外会社に対し別表(二)の債権合計金六一〇六、〇〇〇円の債権を有し、他方訴外会社は被告に対し別表(一)(別記受働債権表参照)の元利計金六六〇九、九二八円(このうち別表(一)(4)の金一〇万円とその利息金六、〇〇〇円を除いたものが受働債権表の元利合計六五〇三、九二八円である)を有し、被告が前示のとおり、本件原審口頭弁論において、別表(二)の債権を自働債権とし受働債権表記載(別表(一)参照)の債権六五〇三、九二八の債権を自働債権とし受働債権表記載(別表(一)参照)の債権六五〇三、九二八の債権を自働債権として、対当額につき相殺する意思表示をなしたことは、前示のとおりであるが、原告はつぎの(2)のとおり別表(一)の差押え債権中の一部について、その元金についてのみ取立権を行使するので、つぎにその点について考察する。

八円を原告に支払つたことは、原告の明らかに争わないところであるから自白したものとみなすべく、従つて、結局右残存金――万円は別表(一)の(2)(3)の各金―〇万円計金二〇万円とともに、弁済により消滅し、原告が差押えた別表(一)の各債権は前示のとおり相殺及び弁済により元本はもとより、その利息もまた消滅したことが明らかである。

(五) 以上見たとおり、原告の請求はすべて失当で、これを一部認容した原判 決はその点不当であり、被告の控訴は理由があるが、原告の控訴は理由がないか ら、民訴第三八六条第三八四条第九六条第八九条を適用し、主文のとおり判決す

(裁判長判事 池畑祐治 判事 秦亘 判事 佐藤秀) <記載内容は末尾1添付>